

加納楽市令

On the Ordinance for RAKUICHI, Free Market, in KANO

安野 眞 幸*

Masaki ANNO*

【論文要旨】

加納の楽市場は御園町にあったとするのが現在の通説である。しかし私はここで楽市場は円徳寺にあり、織田氏と齋藤氏の対立の中で中立を保ってきた円徳寺の勢力を信長側に組織することを目的とした密約に、この楽市令は基づいているとした。

キーワード：中立地帯 楽市令 諸役免許

1 はじめに一史料と研究史

永禄十年(1567)九月、織田信長は隣国美濃の国主齋藤龍興の立て籠もる稲葉山城を攻略し、美濃を征服した。次いで城下「井ノ口」を「岐阜」と改称し、ここを居城と定めた。翌十月には城下の楽市場宛てに制札Ⅰ¹⁾を出した。岐阜駅からほど近い岐阜市神田町にある真宗寺院円徳寺には、こ時の木札の外、同じ信長が翌年加納に宛てた楽市楽座令の木札Ⅱ²⁾と、天正十一年(1583)に池田元助の出した木札Ⅲ³⁾等々がある。Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの三者は一連のものとして円徳寺に伝来した。

今、円徳寺には「楽市場発祥の地」の看板が立っている。一方、市のメインストリートの神田町を北上し、繁華街の「柳瀬」を左手に見て、少し進んだところを右折すると、金華山に続く瑞龍寺山の麓に檀森神社がある。その門前の「御園町」にも、岐阜市教育委員会の名前で、榎の木の下に楽市が開かれたとして看板「楽市場発祥の地」が出ている。この方が有力ではあるが、両者互いに競い合っている。また岐阜公園内の市歴史博物館には等身大の楽市場が復元されており、市民の楽市楽座への関心は高い。

ここでは永禄十年十月の信長制札Ⅰ(これをここでは「加納楽市令」と呼ぶ。)を分析したい。当然議論は「楽市場発祥の地」はどちらか、〈円徳寺か〉〈御園町か〉に関係してくる。ところで、この円徳寺は織田氏と縁のある寺で、両者の結びつきを示すものに、次のものがある。

- 一、すでに述べた信長の制札Ⅰ・Ⅱの存在。
- 二、信長の寄進した梵鐘。(後に取り上げる。)
- 三、信長の嫡孫織田秀信⁴⁾は関ヶ原の合戦の前哨戦として、岐阜城に籠城するが、二の丸を攻め落とされ降伏・開城したが、その後円徳寺で剃髪し、高野山に送られたこと。
- 四、秀信降参の儀式が円徳寺で行われ、秀信画像が円徳寺に現存する⁵⁾こと。
- 五、小さな五輪塔からなる「織田塚⁶⁾」の存在。父織田信秀の時代以来、織田氏の軍勢は美濃に何度も攻め入ったが、この「織田塚」は、美濃の地で戦死した織田方の死者を弔ったものという。もっとも「織田塚」は、神田町通りを挟んで反対側の「徹明町」寄りのビジネスホテル「ダイヤモンド」の脇にもある。円徳寺のそれは、江戸後期の安永五年(1776)に、本来 別なところにあったものを円徳寺境内に移した結果という。

ここでのわれわれの課題は、この楽市場宛て制札Ⅰが発給された歴史の現場に下り立つことにある。「楽市場」「楽市楽座」という言葉が、今のわれわれに喚起するイメージが〈規制のない自由な世界〉だからなのだろうか。研究史を辿ると、原始以来の自由が「縁切りの原理」となってこの「楽市場」に及んだ⁷⁾とか、住民の誰もいないところに新たに市として建設された⁸⁾等々と、歴史から断絶したり、あるいは歴史から超越した牧歌的な姿として語られるが、はたしてそうだろうか。

*弘前大学教育学部社会科教育講座

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

われわれの課題は制札Ⅰの解明にあるが、ここでは史料として木札Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの三者を掲げる。研究史としては勝俣鎮夫説と小島道裕説に限った。

史料

制札Ⅰは駒形の高札で、檜の正目板二枚を向かって右側でつなぎ墨書して作られている。木札上には雨を防ぐための屋根が付いていた。釘穴の跡があり、日焼けして茶色に変色していることから、柱に打ち付けられて風雨にかなりの時間さらされていたこと⁹⁾が分かる。制札Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのレプリカは岐阜城天守閣に展示されている。同じⅠのレプリカは歴史民俗博物館にもあり、その写真は小学館『クロニクル戦国全史¹⁰⁾』に掲載されるなど、現在では制札Ⅰの方が有名となっている。

しかし「楽市楽座」の文言があるのは制札Ⅱの方であることから、史料としては、これまでは制札Ⅱの方が有名だった。ⅠとⅡのどちらに注目するかについても、以下に述べるような研究史上の展開があった。ともあれ、制札Ⅰ・Ⅱの第一条は特によく似ており、制札Ⅰを理解するためには、制札Ⅱ・Ⅲとの比較が必要であろう。次に制札Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを順に掲げたい。

[Ⅰ]

定 楽市場

- 一 当市場越居之者、分国往還不可有煩、并借錢・借米・地子・諸役令免許訖、雖為譜代相伝之者、不可有違乱之事。
 - 一 不可押買・狼藉・喧嘩・口論事。
 - 一 不可理不尽之使入、執宿非分不可懸申事。
- 右条々、於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍下知如件。

永禄十年十月 日 (花押)

[Ⅱ]

定 加納

- 一 当市場越居之輩、分国往還煩有へからず、并借錢・借米・さかり銭・敷地年貢・門なミ諸役免許せしめ訖、譜代相伝の者たりといふとも、違乱すへからざる事。
- 一 楽市楽座之上、諸商売すへき事。
- 一 をしかひ・狼藉・喧嘩・口論・使入へからず、并宿をとり非分申かくへからざる事。

右条々、於違背之族者、可加成敗者也、仍下知如件。

永禄十一年九月 日 (花押)

[Ⅲ]

掟 加納

- 一 当市場越居之輩、國中往還煩有へからず、并町中門並諸役免許せしむる事。
- 一 楽市楽座之上、諸商売すへき事。
- 一 おしかひ・狼藉・喧嘩・口論・理不尽之使不可入、付陣取、放火停止之事。

右条々、於違犯之族者、可加成敗者也、仍下知如件。

天正十一年六月 日 (花押)

研究史

「楽市楽座令」については長い研究史がある。戦前の小野晃嗣¹¹⁾の〈城下町振興策〉が長いこと定説であった。これを覆したのは勝俣鎮夫¹²⁾である。勝俣は、制札Ⅰの宛所に「楽市場」とあり、制札Ⅰは信長が「楽市場」に宛てて出したものであることから、城下町振興策に先立ち、すでに「楽市場」が存在したとし、〈楽市場の自生的存在〉を主張した。商人たちが自生的に「権力から無縁な秩序」を形成したとの議論は、網野善彦の『無縁・公界・楽¹³⁾』の主張とも密接に関わっていた。

勝俣説は今日では教科書にも採用され、平凡社『大百科事典』など多くの辞典にも収められており、現在の定説である。しかし日本史学界では、勝俣説を巡り多くの論争があり、その論争を制したのは小島道裕¹⁴⁾である。小島の議論の中核は、一方では旧説の小野の〈城下町振興策〉を再評価し、他方勝俣説の「縁切りの原理」を、歴史地理学的に城と市場との二元性の問題として捉え返すことにあった。それゆえ制札Ⅰについては、小島の歴史地理学的な議論が現在の学界の通説となっている。

勝俣が「この制札は、永禄十年織田信長が齋藤龍興の稲葉山城を攻略した直後、現岐阜市域の寺院に多くだした禁制類と同性格のもので……基本的には旧来から存在していた円徳寺寺内楽市場の保持していた諸権利の安堵により、楽市場の復興を保証したもの」としたのに対し、小島は、円徳寺が「上加納」にあるにも拘わらず、「楽市場」は「御園町」にあったとし、制札Ⅰを保管している円徳寺と「楽市場」との間には、何ら本質的な関係はないとして、両者の関係を切断了。

「楽市場」が「御園町」にあったとする小島説の根拠には次の三点がある。

- 一、地誌には「岐阜惣構の内は内町…外は外町」とあり、外町の「御園・岩倉町・中川原」三ヶ所で市立があったとあること。
- 二、歴史地理学上、戦国期城下町の一般的な在り方として、市場が惣構えからやや離れて存在するという、城と市場の二元性の問題。
- 三、小野見嗣の言う「新城下建設策」説を再確認すべきこと。

しかし、たとえ小島説が成り立つと仮定しても、次のような疑問が残り、私には納得できない。

- 一、「御園」は清洲の御園町の商人が作った町である可能性が強いこと。
- 二、「御園」と「加納」の地名の違いを無視していること。
- 三、小島説が成立するなら、「岩倉」や「中川原」にも楽市場があったとなるが、その点への論究がないこと。
- 四、制札Ⅰが美濃征服直後の軍事的緊張下に出されたことへの説明がないこと、等々。

以上の疑問から、岐阜の惣構えの外に外町の「御園町」があっても、そのさらに外側の「上加納」にある円徳寺に「楽市場」があつてよいと思ふ。勝俣の議論が古文書学的な研究の深化を感じさせたのに対し、小島説では楽市令たる所以は「諸役免許」にあるとし、この言葉の意味を〈市場での営業税などの諸役は一切かからないこと〉としている。しかしながら私は、第二節で述べるように、「諸役」も「免許」も共に多義的で、小島のように一義的な断定は出来ないとと思う。

小島は「諸役免許」の意味を単純化することで、個々の楽市令を特殊具体的に、歴史の個別の在り方に即して理解する道を閉ざしてしまったと思ふ。勝俣の議論が原始以来の「縁切りの原理」によって基礎づけられたことから、楽市場の発生は悠久の太古にまで遡り、逆に「楽市場は大名権力に把握されることにより、その存在が歴史上に姿をあらわすとともに、同時に本来の意味での楽市場の消滅であった」となった。これに対し小島説では、楽市場成立は齋藤道三の稲葉山城築城時へと早まった。

それゆえ、制札Ⅰに先だって存在した円徳寺内の「楽市場」を歴史的に復元することが、制札Ⅰの解明にはどうしても必要だと思われる。その

ために第3節「舞台と背景」では、この制札の背景となった世界とその時代について考察する。しかしその前に、通説に対する二、三の疑問を述べておきたい。

2 問題の所在

「諸役免許」とは何か

この制札Ⅰを分析する際の最大の問題点は「諸役・免許」にあると思う。「諸役」とは何を意味するのかは、その場合場合に即して理解すべきで、一義的に〈商売に関わる「営業税」だ〉と決めることは出来ないと思ふ。「諸役」そのものの本来の意味は「役」の複数形で、「諸々の役」であろう。有光友学¹⁵⁾が明らかにしたように、後北条氏の文書中の「諸役」は、「反銭・棟別銭」を中心とした守護役をはじめ、人夫役、軍役、地下役などさまざまな意味を持ち、多義的であった。

また「免許」本来の意味は、相手の要求に対する「特別な許可」である。「免許」の中身は、相手の要求に応える点では共通しているものの、場合によっては「営業権」や「徴収権」の「許可」を意味し、またある時は「免除特権」を意味するなど、多義的である。それゆえ、文書表面上からは「免許」が「免除」の意味か、「特権の許可」の意味かは一義的に決定出来ず、要求者側と許可権力側との具体的な利害状況を復元し、考察しないと、意味確定には辿り着かない性質のものなのである。

この場合の「借錢・借米・地子・諸役令免許訖」も、単に「借錢・借米・地子・諸役」という四つのテーマを掲げているに過ぎず、これら四つを〈どうするのか〉という述語部分は、両当事者間には充分明快だったので、暗黙の了解事項として省略されている。しかし省略された述語部分は、両当事者間では当然だとしても、歴史的・社会的文脈の分からない者には難題で、その解明には、信長と「楽市場」との具体的なやり取りや、「楽市場」側の要求の歴史具体的な解明が必要となる。

一般に日本の古文書は、俳句と同様、「最小メッセージ型コミュニケーション」である。「最小メッセージ」の背後にある両当事者間の具体的な利害状況が、コミュニケーション理解には決定的に重要になっている。

制札Ⅰ・Ⅱの比較から

Ⅰが〈漢文〉体なのにⅡは〈漢字仮名混じり文〉

体である。文体上に違いがあり、信長の右筆の違いが想定される。Ⅲになると、法令の中身が少し変化している。Ⅱとよく似た〈漢字仮名混じり文〉の文書には、永禄十二年（1569）近江堅田中宛て定書案¹⁶⁾、同年の天王寺等へ宛てた撰銭定書¹⁷⁾、上京宛て精撰追加條書¹⁸⁾、元亀二年（1571）尾張苜中府宮市場宛て定書¹⁹⁾等々があり、これらに共通する性格として〈流通関係〉が挙げられる。つまりⅡは、経済官僚とも言うべき右筆の手によっていた可能性がある。

一方、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのそれぞれ第一条の最初の語句 a「当市場越居之者、分国往還不可有煩」は、文体の違いを除けば、三者に共通している。このことは「はじめに」で述べたように、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが一連のもので、三者がそれぞれ独立して別個に作成されたのではなく、ⅡはⅠを、ⅢはⅠ・Ⅱを継承したことを示している。このようにⅠとⅡとが、互いに関連し合っているとすると、Ⅰが発給されてから丸一年未満に、〈なぜⅡが再び発給されたのか〉という疑問が生まれてくる。

これは本来、制札というものが〈時限立法〉で、その法的効力は短く、揭示期間のみだったからであろう。このことは「借錢・借米の免許」があるので、〈楽市場では債権債務契約が無効となったのでは?〉との心配は無用だとなる。Ⅰの「楽市場」とⅡの「加納」が場所的に連続しているとすれば、制札Ⅰが円徳寺寺内町の「楽市場」に掲示されたのは、長くて一年弱で、楽市場が上加納の円徳寺境内を越え、加納方向に拡大したことから、改めて「加納」宛て制札Ⅱが出されたとなろう。

このようにⅠとⅡが対応すると仮定すれば、Ⅰの第二条・第三条はⅡでは第三条にまとめられ、逆に、Ⅱの宛名「加納」と第二条「楽市楽座之上、諸商売すへき事」の二つは、Ⅰの宛名「楽市場」に対応しているとなる。ここからⅡの第二条「楽市楽座之上、諸商売すへき事」は「楽市場」の説明となる。他方、Ⅰの「楽市場」とⅡの「加納」の場所が異なっていた場合でも、Ⅰ・Ⅱが共に円徳寺に伝来したことから、両者の管理者が共通するなど、両者の連続性が考えられよう。

ところで第一条の二番目の語句 b に注目すると、Ⅰでは「借錢・借米・地子・諸役令免許訖」とあったものが、Ⅱでは「借錢・借米・さかり銭・敷地年貢・門なミ諸役免許せしめ訖」、Ⅲでは「町中門並諸役免許せしむる事」となっている。Ⅰの「諸役免許」に限れば、Ⅱでは「門なミ諸役免許」、

Ⅲでは「町中門並諸役免許」となる。ここから、「諸役」は「町中の門なみ」にかかる〈住民税〉で、「守護役」としての「反銭・棟別銭」か、あるいは「地下役」の意味だと思われる。

また制札Ⅰでは、信長の「下知」の内容が、第一条の a では「分国往還不可有煩」、c では「不可有違乱之事」、第二条では「不可押買・狼藉・喧嘩・口論事」、第三条では「不可理不尽之使入、執宿非分不可懸申事」と、いずれも「不可」で統一されている。それゆえ b の「借錢・借米・地子・諸役」の「免許」も、「…をしなくてもよい」という否定形、つまり「免除」の意味である可能性は高い。（第一条を a・b・c に分けることについては、次に述べる「三カ条か五カ条か」を参照のこと。）

それゆえこの場合の「諸役免許」は〈住民税の免除〉を意味し、「諸役」は「守護役」か「地下役」で、外から市場にやってくる外来商人に対する〈営業税〉ではないので、この「諸役免許」文言から、通説〈「営業税」を免除されたのが楽市場〉の主張は導き出せないことになる。通説の根拠は、Ⅰの「楽市場」がⅡの「加納」と「楽市楽座之上、諸商売すへき事」に対応するとの理解と、天文十八年（1549）近江の守護六角氏が観音寺城下の石寺新市を楽市としたことからの類推であろう。

石寺新市²⁰⁾における座特権と楽市場との対抗関係から、「楽市場」とは〈座役銭〉の徴収が禁じられた市場が想定される。それゆえ、この場合の「諸役免許」が「座役銭」の免除、「営業税」の免除なら、加納の「楽市場」は石寺新市の「楽市場」と共通することになる。しかし、この場合の「諸役」は〈住民税〉で、両者の間には共通性は確認できないのである。勝俣は「縁切りの原理」を前提に、「市座や問の禁止されたところ」とさえ述べているが、制札Ⅰには根拠となるものは存在していない。

「楽市場」とは何かは、われわれ研究者にとっては大事な問題だとしても、制札Ⅰにおいては、関係者全員の暗黙の了解に委ねられており、制札の表面に記された文面は、全体としてむしろもっと別なところに重点を置いていた。それゆえわれわれは今後、制札Ⅰの文面・表層構造にもっとこだわらなければならない。

「楽市場」はどこにあったか

Ⅰの第一条の「諸役」が住民税で、後に「町中

門並諸役」と説明され直した。第三条では「宿を執る」ことが禁止されたこと。以上二点から、この「楽市場」は市の立つときだけ賑やかな〈六斎市〉などの「定期市」ではなく、宿泊施設のある町屋が通りに軒を連ねた〈町場〉となる。それゆえ、小島道裕が論文「楽市場と制札²¹⁾」で、〈楽市場には住民もいないし、制札を受け取る主体もないので、信長はこの制札を住民の「いない」都市の場に立てた〉との考えは成立しないだろう。

フロイス『日本史²²⁾』には、信長が美濃征服し、引き続き將軍足利義昭を奉じて畿内を征服した後の永禄十二年（1569）の都市岐阜のこととして、加納の楽市場の有様を次のように述べている。

私たちは岐阜の市に至りましたが、人々が語るところによれば、八千ないし一万の人口を数えるとのことでした。私たちは和田殿の指定した家に宿泊しました。同所では取引や用務で往来する人がおびただしく、バビロンの雑踏を思わせるほどで、塩を積んだ馬や反物その他の品物を携えた商人たちが諸国から集まっていました。このような有様で、営業や雑踏のために家の中では誰でも自分の声が聞こえぬほどで、昼夜、ある者は賭博をし、飲食し、あるいは売買し、または荷造りをしてたえずやむ時がありませんでした。同家ではとうてい落ち着いておられず、私たち一同は二階で雑居していました。

ここからは「岐阜の市」と言われた「楽市場」が、バビロンを思わせる人口一万の都市で、「取引や用務で往来する人」や塩や反物などさまざまな商品を携え「諸国から集まった商人たち」のセンターで、住民は、一階が「賭博・飲食・売買・荷造り」の場で、二階が宿泊施設からなる二階屋の屋敷の持ち主で、諸国の商人や旅行者たちに宿泊その他さまざまなサービスを提供²³⁾していたことが分かる。この制札が出された二年前の段階でも、「楽市場」は焼け野原ではなく、家屋敷の立ち並ぶ町並だったと思われる。

岐阜市歴史資料館における楽市楽座の展示では、越前一乗の谷の復元模型から、二階建てではなく平屋の町場が作られているが、岐阜の楽市場は江戸時代の宿場町と同様、二階建ての家々が軒を連ねていたと思われる。木造建築からなる日本の家屋は、火災による焼失の危険が高いと同時に、復興も早かったが、小島説のように、永禄十年

（1567）九月の稲葉山城落城の際に、焼き討ちに遭った「御園町」が、翌十月の段階で、宿泊施設のある「楽市場」に復興していたとするのは無理であろう。

それゆえ、十月に定書の出された「楽市場」は、焼き討ちの対象であった「御園町」（この点については第3節の「信長の美濃攻略」を参照。）よりさらに南に展開する「北加納」の円徳寺内にあったと考える方が自然で、小島が論文「戦国城下町の構造²⁴⁾」で主張する〈楽市場＝御園町説〉は成立しないと思われる。

「楽市場」の代表者は誰か

加納の円徳寺には寺内町があり、そこに「楽市場」もあった。それではなぜ制札Iの宛名が、「円徳寺」ではなく「楽市場」なのだろうか。これとよく似た事例に、永禄四年（1561）「平野の神戸市場」宛て信長禁制²⁵⁾がある。これは市場宛て禁制ではあるが、その中身は〈市場法令〉ではなく、東山道の美江寺と垂井の中間地点にある神戸の〈日枝神社宛て禁制〉で、信長が大垣を超えて侵攻した事実を示している。ここからは、織田氏、齋藤氏、日枝神社、神戸市場四者の微妙な関係が考えられる。

制札Iが信長と円徳寺側との交渉の結果出されたことには疑う余地はない。信長が「円徳寺」でなく、敢えて「楽市場」を相手に選んだ背景には、信長の強い政策的な意図があり、「楽市場」としたことで寺内町に対する権門領主としての円徳寺の支配を否定しようとの意図が考えられる。ここには〈宗教と政治の分離〉という石山戦争後の本願寺の在り方が先取りされている。それゆえこの時点での「楽市場」とは、〈自生的な存在〉ではなく、信長によって発見された言葉となろう。

当時、千駄櫃を背負い行商をしていた連雀商人たちは、武装した「商人頭・商人司」に率いられた存在であった。「商人司」は特権商人として戦国大名の家臣に加えられていた。こうした在り方の空間的表現は、中世末期の城下大手門前の広場に市場があり、その傍らに連雀町がある²⁶⁾城下町の景観となろう。しかし、このような城下町は東海・甲信・関東に限られるという。われわれが今問題とする円徳寺境内の「楽市場」を、この「連雀町」と対比・比較することは困難であろう。

織田氏の「商人司」伊藤惣十郎²⁷⁾の存在は有名だが、伊藤氏が尾張・美濃両国の呉服商たちの

「商人司」になるのは元龜・天正年間である。彼に先立つ「商人司」的な存在として、鑄物師水野太郎左衛門²⁸⁾を挙げることが出来る。しかし「楽市場」の主体は、〈人〉ではなく〈場所〉として捉えられている点から、連雀商人たちを率いて、武装した「商人頭」よりはむしろ、複数の人物で構成された惣的結合による自治組織の「年寄中」が想定される。その実例には、次のものを挙げることが出来る。

- 一、「十楽の津²⁹⁾」といわれた伊勢桑名には「丹羽善兵衛定満・水谷藤右衛門尉常信・丹羽甚兵衛定金・枝木源衛門尉明朝」からなる「桑名衆」が存在したこと。
- 二、摂津の長遠寺文書には、荒木村重が「たつみ(巽)いちにわ(市庭)年寄中」に宛てた折紙³⁰⁾があること。
- 三、近江の金森に対しても、信長朱印状「楽市令」が出されたのと同じ元龜三年(1572)には「守山美濃屋小宮山兵介」宛てに、金森市場を「守山年寄衆」に復興させる旨の次の折紙³¹⁾が出された。

金森市場之事、守山年寄衆令相談、急度相立様可有馳走、可為楽市楽座□□□□□恐々謹言。

七月十八日 佐久間伊織
(守山 美濃屋小宮山兵介殿)

以上より、制札Ⅰの宛名「楽市場」は、人格的には複数の「年寄衆」によって構成されていたと思われる。当然彼らは「楽市場」の根本住人から構成され、彼らが円徳寺に代わり、信長との交渉主体として登場し、制札Ⅰを獲得したのである。制札の最後、書止の部分には「於違犯之輩者、速可処厳科者也」とあり、違反者に対し信長権力が処罰に乗り出すとの明記がある。これは、「年寄中」では手に負えない問題が起これば、直ぐにも信長権力が保護に乗り出すとの約束である。

その前提には「年寄中」による〈市場検断権〉の掌握があったと思われる。岐阜市歴史資料館の楽市楽座の展示では、「市司」に塩屋・大脇伝助を想定していたが、信長の任命による「市司」ではなく、「惣町」の代表者である「年寄中」、つまり現地側の人々により「楽市場」は運営されていたと私は思う。「富士大宮楽市令³²⁾」でも述べた

ように、中世的な「市司」の存在を否定するところに「楽市場」があったと思う。ことは「平和な市場の秩序」の形成主体の問題と密接に関わっていた。

都市領主の円徳寺の持つ検断権と市場検断権との関係については後述する。

三カ条か五カ条か

制札Ⅰを瞥見してまず気が付くことは、第一条が肥大化していることである。それゆえ、三カ条からなるこの制札Ⅰの特徴は、〈第一条の肥大化〉とすることができる。制札や禁制が一般に三カ条からなるのは、漢の高祖の治世三カ条の故事によるとされている。確かに三カ条は多いが、五カ条のものもあり、必ずしも三カ条に限らないことも事実である。それはともあれ、この第一条は、文意から次の a・b・c に三分割できよう。

- a・当市場越居之者、分国往還不可有煩。
- b・并借錢・借米・地子・諸役令免許訖。
- c・雖為譜代相伝之者、不可有違乱之事。

このように三分割した時、まず問題となるのが、第一条の a・b・c と第二条・第三条との関係である。a・b・c をそれぞれ独立したものと見做し、制札Ⅰは実質全体で〈五カ条〉と見なすか、それとも、a・b・c をそれなりに一つのまとまりと理解するかである。つまり、実質〈五カ条〉なのか、それともやはり〈三カ条〉なのかが問題となってくるのである。

第一条の対象を「当市場越居之者」と仮定したとき、第二条「押買・狼藉・喧嘩・口論」の禁止は〈市場の平和〉を命じたものなので、その対象は第一条のそれよりももっと広がる。なぜなら本来「市場」とは、第一条に登場する「当市場越居之者」などの市場定住者の他に、市場にやってくる外来商人など、さまざまな人々の〈出合の場〉だからである。事実フロイスは、「取引や用務で往来する人」や塩や反物などさまざまな商品を携え「諸国から集まった商人たち」のことを述べていた。

第三条「理不尽の使入るべからず、宿を執り非分懸け申すべからざる事」は「楽市場」の〈不入権〉に関わっている。「理不尽の使」にしる「宿を執り」「非分を懸け申す」人にしる、この法令が対象とした人は、一般には多様な人々が考えら

れるが、ここで一番問題としているのは、軍勢の濫妨・狼藉を禁止した多くの禁令と同様、〈信長の家臣〉であろう。事実、信長没後の天正十一年(1583)に池田元助の出したⅢでは、「宿を執る」が「陣取り」に、「非分を懸け申す」が「放火」に置き換えられている。

第一条の対象を「楽市場」の〈都市住人〉とすると、第二条、第三条の対象は〈外来者〉として一括可能なので、Ⅰの第二条、第三条がⅡ・Ⅲでは第三条の一つにまとめられたと思われる。以上から第二条・第三条が〈外来者〉を対象としているのに対して、第一条は都市の根本住人と新住人からなる「当市場越居之者」を対象とし、a「分国往還不可有煩」、b「借錢・借米・地子・諸役令免許訖」、c「雖為譜代相伝之者、不可有違乱之事」という三つの述語が付いているとなる。

〈「楽市場」も市場だ〉と考えたときに、制札Ⅰにおいては、第二条の〈市場の平和〉も第三条の〈不入権〉もそれなりに大事な項目となる。しかし第二条、第三条の文字数が、それなりに適量だと仮定すると、「当市場越居之者」を対象とした第一条が特別に肥大化していることは明白である。つまり制札Ⅰでは、市場住人に対する特権がクローズアップされ、市場の構成メンバーのうち、〈外来者〉よりも〈都市住人〉の方を重視しており、この点がこの制札Ⅰの特徴となるのである。

3 舞台と背景

円徳寺・聖徳寺・願証寺

峰岸純夫は論文「大名領国と本願寺教団³³⁾」において、大坂湾岸・淀川筋・大和川筋など大坂湾岸地帯では、石山本願寺を中心とした本願寺教団が発展したが、「本願寺教団の教線の発展は、河川・海上の流通路と密接に関連して」おり、「(水運)に関連する水運業者・労働者(船頭)・商人・手工業者などが、その所々に集住し、彼らの間に真宗が広まり、門徒組織が形成されていったと考えられる」とした。これと同じことが濃尾の境界世界、木曾三川の水郷地帯でも言えよう。

ここに登場する浄土真宗寺院は、美濃厚見郡の円徳寺、尾張中島郡の聖徳寺、河西郡長島の願証寺等々である。特に願証寺は桑名・津島間の木曾川の河口にあり、長島一揆の拠点となった寺である。これら三寺は互いに木曾川三川の水運で結合しており、彼らは共に三河の浄土真宗の教線の発展によったという。このことは、この木曾川水運

の世界が、大きく見れば大湊・桑名・津島・熱田、さらには知多半島・三河に至る環伊勢湾流通圏と結合していた事実を示していよう。

特に旧木曾川の支流「境川」「墨俣川」「黒田川」の流域は河野十八門徒の活躍した世界で、そこには円徳寺の美濃厚見郡九門徒も含まれていた。高牧実³⁴⁾は彼らを「木曾川の船乗り、渡り」と言い、勝俣³⁵⁾も「美濃山間部の山の民・木曾川・長良川の川の民」からなるとした。しかしながら、歴史的にこの三寺が一向一揆として結合して決起した事実はなく、石山合戦に際して、石山本願寺からの決起要請に応じたのは願証寺のみで、円徳寺・聖徳寺は信長と対立した形跡はない。

北陸などの地では、浄土真宗門徒の「神祇不拜」の影響からか、浄土真宗以外の寺社はほとんど見当たらないといわれるが、真宗門徒の多い輪中地帯は、現在でも親鸞の命日を中心とする「報恩講」が盛んではあるが、人々は地域住民として、地域神社の祭礼にも同時に参加している³⁶⁾という。ただひたすら阿弥陀如来だけを信仰する「一向宗」とは多少趣を異にしているようである。このことと、この地域が一向一揆に立ち上がらなかったこととの間には何らかの関係があろう。

「黒田川」は日光川の上流で、鹿子島一宮田村一尾関村一大日比野村一島村一杉山村一大毛村一黒田村一萩原村一勝幡一津島と、現行の木曾川にはほぼ並行して尾張の内側を流れる大河で、当時は水運の中心であった。勝幡・津島は信秀・信長の根拠地でもあった。信長が代官の祖父江五郎右衛門に、堤の構築を命じた³⁷⁾ことから明らかのように、「黒田川」流域は当時の開拓前線であった。それゆえ「黒田川」流域では、一向宗の勢力圏と信長の勢力圏とは互いに重なり合っていた。

織田信長の父信秀と齋藤道三、信長と義龍・龍興は、それぞれ木曾川を挟み何度も合戦した。一般に戦国大名は一向宗の武力に期待を懸け、戦いに際しては、彼らを味方に付けるべく、さまざまな働き掛けを行ったという。それゆえ織田・齋藤両氏の戦いでも、木曾川流域の一向宗徒に対して、両者から誘いが掛かったはずである。そのような中で、河野十八門徒たちは両勢力の間で半ば独立し、独自の武力を誇り、織田・齋藤両勢力の緩衝地帯・中立地帯を構成したと思われる。

聖徳寺は信長と齋藤道三の会見場として有名である。『信長公記³⁸⁾』には、道三からの会見要求に対し、「上総介公、御用捨なく御請けなされ、

木曾川・飛騨川、大川の舟渡し打ち越え、御出で候」とあり、当時の信長の根拠地である那古野や勝幡から「富田の寺内」聖徳寺へ行くには「大川の舟渡し打ち越え」たとある。重松明久³⁹⁾の言うように、富田の聖徳寺は木曾川の船着き場「起」の南方、今の「富田」ではなく、「黒田川」下流の「萩原川」を越えた刈安賀にあったと思われる。

『信長公記⁴⁰⁾』には、「富田と申す所は、在家七百軒もこれある富貴の所なり。大坂より代坊主を入れ置き、美濃・尾張の判形を取り候て、免許の地なり」とあり、富田が対立する織田・齋藤両氏の中立地帯にあったことが分かる。また天正十七年(1589)の秀吉掟書⁴¹⁾には「当寺内市日出入輩、近国他国何之在所之者たりといふ共、不撰権門高家、違乱煩不可申懸事」とあり、富田寺内は「在家七百軒」からなる「富貴の所」で、市が立ち、美濃・尾張両国の人々が入り出した。

河西郡長島については、『信長公記⁴²⁾』には「上総の介信長、尾張半国は御進退なすべき事に候へども、河内一郡は、二の江の坊主服部左京進押領して、御手に属せず」とある。長島が下克上の結果国を追われた吉良殿、武衛殿などの名士の陰謀の拠点となったこと、美濃を追われた齋藤龍興も長島に落ちのび、ここから三好三人衆と共に足利義昭に対抗したことなどの背後には、石山本願寺の作戦の他に、長島が願証寺の「横領」した地で、中立地点・アジールの地であったことがある。

桶狭間の戦いの折にも、長島勢は今川の別働隊として信長に敵対した。『信長公記』「今川義元討死にの事⁴³⁾」には「爰に河内二の江の坊主、らぐいらの服部左京助、義元に手合わせとして、武者船千艘計り、海上は蜘蛛の子をちらすが如く、大高の下、黒末川口まで乗り入れ候へども、別の働きなく、乗り帰し、もどりざまに熱田の湊へ舟を寄せ、遠浅の所より下り立て、町口へ火を懸け候はんと仕り候を、町人どもよせ付けて、どうと懸け出て、数十人討ち取る間、曲なく川内へ引き取り候ひき」とある。

このように、木曾川に沿って広がる富田聖徳寺や長島願証寺を中心とした真宗門徒による緩衝地帯・中立地帯の存在を前提とすると、円徳寺もまた、この中立地帯に連なっていたと考えられる。戦国時代において、敵対する二大勢力に挟まれた人々や村の在り方として、「半手」という、対立する両方の領主に年貢を半分ずつ納める「両属」の在り方⁴⁴⁾が明らかにされているが、濃尾の境

のように、両者の勢力から半ば独立した第三者勢力が中立地帯を形成することもあったのである。

加納・上加納・岐阜

制札Ⅰは美濃国厚見郡加納にある浄土真宗の円徳寺に伝来した。加納は関ヶ原・垂井・美江寺から信州・東国に至る東山道・中山道に沿った宿場町で、現在は長良川と木曾川に挟まれた「加納輪中」の中にあるが、この「輪中」は近世尾張藩による「御囲堤」構築により、木曾川・飛騨川の溢れ水が美濃側に押し寄せるようになって以降新たに作られたもので、信長の活躍した時代はなかったという。われわれの問題とする円徳寺は、東山道の宿場町加納の北方「上加納」にある。

「東山道」は美濃の国を東西に貫く道である。「関ヶ原・垂井・美江寺」を経て、「郷戸」で長良川を渡り、「加納・革手・新加納」を経て「各務原」に出た。ここまで木曾川の北を走った「東山道」は、鵜沼で木曾川とぶつかって以東は、木曾川に沿って進んだ。一方尾張の国では、木曾川の支流青木川の西側に自然堤防が南北に連なっており、尾張国を貫くこの自然堤防上に「清須」「一宮」「黒田」への道が通っている。これが近世の「岐阜街道」や、今のJR東海道本線となる。

「加納」はこの東西南北の道が交差する十字路に当たっている。「岐阜街道」に沿って、尾張の「清須・一宮・黒田」から、美濃の「笠松・加納・上加納」へと町場が並び、北方の稲葉山の麓で長良川にぶつかる所が「井之口」である。つまり岐阜は美濃国のほぼ中央で、濃尾平野を一望におさめる稲葉山を背負い、長良川の水運を押さえ、東山道にも睨みを利かすことが出来る地であった。一方、長く守護所であった「革手」は木曾川の支流「境川」の川岸で、水陸交通の要衝であった。

戦国期に美濃の政治の中心地は「革手」から「井之口」へと移ったのである。東辺を金華山・瑞龍寺山、北から西辺を長良川、南辺を東山道とする三角形を考えると、「井之口」は北の頂点で、東の山地と西の河川が天然の防御施設となるが、南には障害物はなく、東の山地は瑞龍寺山で途切れ、その裾開きに「上加納」がある。それゆえ「井之口」に拠点を築く齋藤氏は、南方の敵・織田氏に対しては南に備えればよく、一方信長は、防御の手薄な東の瑞龍寺山や金華山から稲葉山城を攻略したのである。

信長が「井之口」を「岐阜」と改めた段階を考

えると、岐阜は新たに信長の領国となった尾張・美濃両国の新首都で、両国を結ぶ「岐阜街道」の意味は大きくなったと思われる。また、日本全体の陸上交通を考えると、京都と信州・東国とを結ぶ「東山道」の意味も否定できない。それゆえ、両者の交差点「加納」が、織田分国の交通・経済の新たな中心地となったはずである。以上から「楽市場」の場所も、稲葉山の麓の「岐阜」より「加納」に引きつけて考えてよいだろう。

稲葉山城の名前が「岐阜城」と改まって以来の城主は、織田信長・織田信忠（信長嫡男）・織田信孝（信長三男）・池田元助・池田輝政・羽柴秀勝・織田秀信（信長嫡孫）⁴⁵で、元助・輝政兄弟の父池田恒興は、信長の乳母養徳院の実子で、秀勝は信長の子で秀吉の養子になった人物である。ここから岐阜城は〈信長の城〉と理解されていたことが分かる。秀信は慶長五年（1600）の関ヶ原の合戦に際して、西軍へ味方し岐阜城に籠城したが、東軍の福島正則、池田輝政等に攻められ、没落後は高野山に入った。

一方関ヶ原の合戦に勝利した家康は、翌慶長六年（1601）に岐阜城を廃し、代わりに中山道を臨む宿場町近くの加納に築城し、西国の押さえとした。中山道では宿場町に城がある例は少ないという。ともあれ、岐阜城から加納城への変化は〈山城から平城へ〉という近世城下町への移行・展開の典型例となる。このようにして加納城が築かれて以来、幕末に至ったことは、加納の地が東西南北の道路の交差する交通の要衝として、地政学上重要な位置を占めていた事実を示している。

小野見嗣の研究以来、信長の出した〈楽市令は城下町と関係している〉とされているが、三つの楽市令の中で「安土山下町中」を宛所とした安土楽市令は城下町令だとしても、金森楽市令の金森を〈城下町〉とすることは無理で、志那街道の〈宿場町〉である。ここから、加納の楽市場も〈城下町〉と考えなければならぬ必然性はないと思われる。三者に共通しているのは〈交通の要衝〉という要素であろう。

信長の美濃攻略

中世の鎌倉街道は近世には美濃街道と呼ばれたが、尾張側からは「起」で木曾川を渡った。「清須」から「萩原」を経て「起」に至り、ここから「墨俣」「大垣」を経て「垂井」で東山道と合流した。信長の父信秀はこの街道に沿って大垣に拠点を築

き、美濃を攻略した。信長もまたこの道を進み、永禄四年（一五六一）の森部・軽海の合戦などで美濃を攻略した。これに対する当時の龍興側の防衛ラインは、むしろ尾張国内の犬山城を中心とし、現大口町の「於久地（＝小口）」と現木曾川町の「黒田」であった。

この時点で龍興は尾張北部の木曾川・黒田川を押さえていた。永禄六年（1563）には、信長は居城を清須から小牧山城に移した。『信長公記』「犬山両おとな御忠節の事⁴⁶」では、黒田の城主和田新介、お久地の城主中島豊後守の寝返りを伝えている。永禄七年（1564）には、信長は木曾川対岸の宇留摩城・猿ばみ城を攻略し、宇留摩城を勢力下に置き、木曾川の渡河地点を確保した。永禄八年（1565）には織田信清の立て籠もる犬山城を落し、美濃加茂市の「加治田」の佐藤親子を味方に付け、状況は一変した。

こうして東美濃「加治田」の攻防戦が始まった。守勢に廻った齋藤氏側は加治田の佐藤親子に対し、「堂洞」に付城を築き対抗した。大垣城の長井隼人正が「関」に陣取り、ここを「詰めの陣」としたが、信長は松明の投入焼討ちなどの奇襲攻撃で堂洞砦を攻略した。この後詰め戦の勝利で、信長は美濃加茂市から関市までの犬山の北方に広がる東美濃を支配下に置いた。『歴代古案⁴⁷』所収の九月九日付け直江景綱宛ての信長書簡は、信長がこのころの戦況を越後上杉氏に報告したものである。

ここには「其後絶音問候、本意外候、仍先月濃州相働、井口近所取出城所々申付候、然者犬山令落居候、其刻金山落居候、其外数ヶ所降参候条、令宥免候」とあり、齋藤氏の居城井之口の近所にいくつもの「取出」＝砦、「城」＝付城を築いたとある。当然、加納近辺にも信長の付城はあった。東山道は、鵜沼以東は木曾川に沿って進むが、木曾川南岸の犬山から金山までが信長の支配下になった。翌年の永禄九年（1566）には、秀吉の「墨俣一夜城」でお馴染みの墨俣に攻略拠点を築いた。

もしも信長が加納円徳寺を中心とする厚見門徒を味方に引き入れることができたのなら、信長は宇留摩城・猿ばみ城を支配したことで、稲葉山城攻略を待たずして、木曾川から東山道までをほぼ掌握したことになる。そうすると齋藤龍興の生命線は長良川にまで後退する。東山道の各務原に出陣した信長軍を防ぐため、永禄十年（1567）四月、齋藤氏は東山道を進み、加納の東「新加納」に出

陣⁴⁸)した。こうして永禄七年(1564)以降、加納の攻防が織田・齋藤両氏間の焦眉の課題となった。

円徳寺のある「上加納」のさらに北、瑞龍寺山の麓に、小島道裕や市教育委員会が「楽市場」があったとする「御園町」がある。現在円徳寺のある「金宝町」の北に「徹明町」の交差点があり、名鉄岐阜市内線が通る国道一五六号線がメインストリートの神田町と交差している。この道が瑞龍寺山の南を東西に走り、新加納へ抜ける最初の道である。この道の南方に円徳寺や「織田塚」が存在する。それゆえこの道が、当時の織田氏と齋藤氏との〈軍事的境界線〉と思われる。

「御園町」は、惣構えの先の〈防衛ライン〉に当たり、齋藤氏側の防御用の砦が築かれていたと考えられる。ここには市場が立っていた可能性はある。しかしそれがわれわれの問題とする「楽市場」なのだろうか。小島説では、問題の楽市場は〈これだ〉としている。小島説は小野晃嗣の旧定説に忠実であろうとして、あくまでも「城下町」の形式にこだわった結果、このような結論に至ったと思われる。ところで、『信長公記⁴⁹』には「稲葉山御取り候事」と題して次のようにある。

八月朔日、美濃三人衆稲葉伊予守、氏家ト全、安藤伊賀守申し合せ候て、信長公へ御見方に参ずべく候間、人質を御請取り候へと、申し越し候。……未だ人質も参らず候に、俄かに御人数出だされ、井口山のつづき瑞龍寺山へ懸け上られ候。是は如何に。敵か味方かと申すところに、早、町に火をかけ、即時に生か城になされ候。

惣構の外側の〈防衛ライン〉が焼失した有様が「生か城」なのだから、瑞龍寺山の麓の「御園町」は戦火で焼失したと思われる。しかし「楽市場」は戦後の焼け跡の「闇市」などではなく、もう少ししっかりとした施設で構成されていたことは、前述した制札Ⅰの字面からあきらかなので、「楽市場」はこの時の戦火に遭っていなかったと考えられる。以上から、織田・齋藤両氏が対立した時代の「岐阜街道」をやや図式的に、北から順に色分けすると、次のようになろう。

- 一、稲葉山城とその麓の「井之口」が齋藤氏の〈根拠地〉。
- 二、「御園町」が〈防衛ライン〉で、砦の場所。

ここには市場があった可能性がある。

- 三、「上加納」から「新加納」に抜ける現在の国道156号線が両者の〈軍事的境界線〉。
- 四、それ以南は、円徳寺の「寺内町」や市場、「織田塚」や信長の砦のある、齋藤氏にとって〈異界の場〉。

緩衝地帯・中立地帯と織田氏の砦とは時間的には区別されるが、空間的には区別しにくかったと思われる。四の〈異界の場〉=境界領域⁵⁰こそが合戦の場、「墓所」の場、「市」の立つ場所であった。市場で合戦があったとはよく記されている⁵¹。小島が指摘するように、「御園町」に市場があった可能性はあるが、境界となった道路を挟んで南側にもまた、市場のあった可能性は強いのである。ここに円徳寺があったとすれば、その境内に市場や寺内町の存在を考えてよいはずである。

以上から制札Ⅰの宛所となっている「楽市場」は、「御園町」ではなく、その南の「円徳寺」寺内にあったと思われる。確かに現在では「円徳寺」周辺に寺内町の遺構・遺跡を見出すことは出来ないが、そのことをもって円徳寺寺内に「楽市場」があったことまでを否定することはできないだろう。一方『信長公記⁵²』には、齋藤龍興の長島退散について次のようにある。

八月十五日、色々降参候て飛驒川のつづきにて候間、舟にて川内長島へ、龍興退散。さて、美濃国一篇に仰せ付けられ、尾張国小真木山より、濃州稲葉山へ御越しなり。井口と申すを、今度改めて、岐阜と名付けさせられ、明るる年の事。

ここから、八月十五日に降参に関して何らかのセレモニーが行われ、その結果、龍興の命の保障、長島への退散と引き換えに、美濃国の統治権が公的に譲渡されたと思われる。織田信長と齋藤龍興の間に立って、降参のセレモニーを取り扱った人物としては、これまでのわれわれの考え方が正しいとするならば、両者の間にあり、両者の争いに無縁で、しかも現地においてそれなりの実力を持った第三者の円徳寺を挙げることが出来る。だからこそ龍興は「川内長島」へ退散したのであろう。

その後信長は稲葉山神社へ参拝し、神主の手から、一国の政治の象徴である国印とその国印の櫃の鍵である「鑰」からなる「印鑰⁵³」が手渡されたと想像される。美濃国の統治権譲渡は、支配の

基になる土地台帳、特に「反銭・棟別銭」の賦課台帳の引き継ぎなどを中心とし、稲葉山城やその麓の「井之口」にあった支配機構を織田氏は齋藤氏から引き継いだと思われる。齋藤氏から信長への美濃国の統治権の移譲を人格的に表現している人物に、右筆の武井夕庵を挙げることができるかもしれない。

谷口克広⁵⁴⁾は道三から義龍・龍興と美濃齋藤氏三代に仕え⁵⁵⁾、添え状を発給した齋藤氏の家臣で右筆の武井夕庵が、齋藤氏の滅ぼされる前後で信長に転任した⁵⁶⁾としている。

信長と円徳寺

円徳寺が織田信長と齋藤龍興との争いに対して、中立を保っていたとしても、信長と円徳寺との具体的な関係が問題となる。このように問題を立てた時初めて、現在円徳寺の鐘楼に下げられている、信長が当時「浄泉坊」といった円徳寺に永禄七年（1564）十一月十一日に施入した梵鐘の銘文⁵⁷⁾が問題となる。永禄七年という年と、信長と円徳寺との直接的な関係を示すこの史料は、奥野高廣が『増訂版 織田信長文書の研究 補遺』に収録したにも拘わらず、これまで研究者たちは注目してこなかった。

梵鐘には「大日本国美濃州厚見郡加納郷浄泉坊者、寂円律師所創之也、平公給陳蹟、廃長旌旧房、転當於是地、不易為梵宮」とあり、信長は浄泉坊に陣地の跡を寄進したので、浄泉坊は長旌の地から現在の金室町の地に移ったとある。その後信長は梵鐘を施入した。ここで信長は、自らを「上総介平信長」と名乗っている。これは源平交代思想に基づくもので、將軍から「義」の一字をもらい、幕府相伴衆に列せられた齋藤義龍など、足利將軍と結ぶ既成体制への対抗意識が見られる。

特に神田千里⁵⁸⁾が明らかにしたように、本願寺や一向一揆が足利幕府体制と極めて密接な関係にあったことを考慮に入れると、信長はこの寄進で、円徳寺のこれまでの在り方にくさびを打ち込み、新たに自己の味方に引き込もうとしたと考えられる。また永禄七年という年は竹中重治が稲葉山城を占領した年で、この占領を機に信長が再び美濃に出撃し、十一月の時点で信長の勢力がこの辺に及んだことは確実であろう。織田氏の美濃攻めは何度も繰り返され、付城や砦も何度となく作られ、また放棄された。

この付城を巡って両者の攻防が考えられるが、

齋藤氏側からの圧力が強まれば、〈後詰め戦〉か、〈放棄〉かの選択を迫られた。特に〈後詰め戦〉は一挙に雌雄を決する決戦にまで発展する可能性があり、リスクの大きな戦いであった。そこで第三番目の選択として、信長は浄泉坊に陣地の跡を寄進したのである。この梵鐘銘から信長と円徳寺との強い結びつきを確かめられる。信長はここで浄泉坊に対し〈敵対しないこと〉〈中立〉、あるいは〈味方になること〉を求めたと思われる。

元亀元年（1570）に信長が浅井・朝倉と戦い、浅井・朝倉勢が比叡山に逃げ込んだ際に、信長は比叡山に対し、次のような要求を突きつけた。

- 一、 味方するなら「山門領元の如く還付」。
- 二、「出家の道理」で味方できないなら、中立を守れ。
- 三、 両条違背なら焼き討ちする。

『信長公記⁵⁹⁾』は、その結果「比叡山焼き討ち」となったと伝えている。一で注目すべきは、「今度、信長公へ対して御忠節仕るに付きては、御分国中にこれある山門領、元の如く還付せらるべきの旨御金打なされ、其の上、御朱印をなし遣わされ…」とある点である。信長は、仏の前で鉦を打って誓うと同時に、朱印状をも用意したのである。現実とはならなかったが、比叡山との交渉に際して「朱印状」を用意したのだから、円徳寺との密約に当たっても、同様な契約文書を準備したことが考えられよう。

この時の密約が事後的に文字化され、公表されたものが、今われわれが問題とする制札Ⅰであろう。制札Ⅰは公開のもので、永禄十年（1567）以前においては、密約の公開は政治情勢が許さなかったと思われる。信長の施入した鐘の音は、美濃の国主齋藤氏の耳には、龍興からの〈独立〉を宣言する一向宗寺院の鐘と響いただろう。しかし円徳寺は、齋藤氏の膝元で旗幟鮮明にすることも出来ず、表向きはあくまでも「中立」を装っていたと思われる。

浄泉坊はここを聖徳寺と同様「美濃・尾張の判形を取り候て、免許の地」にしようとしたと想像される。信長の築いた付城、取出の跡「陳蹟」の表現から、浄泉坊は他の寺内町と同様な防衛施設を持ち、「楽市場」はその寺内の内部にあったことになる。この場合の「免許」とは「公事免許」のことで、守護不入の地として「楽市場」に対し

円徳寺が裁判権を持っていたと思われる。以上から、永禄七年の段階で「楽市場」の原形は円徳寺内に出来上がり、大坂並体制はここにまで及んでいたのである。

これに対して信長は、永禄十年の岐阜占領に際して、裁判権を円徳寺から奪い、新たに「年寄中」に与えたと考えられよう。ここに制札Ⅰが円徳寺ではなく「楽市場」に宛てられた理由がある。

4 制札の解釈

峰岸純夫が明らかにしたように、禁制は一般に軍勢の濫妨狼藉を防ぎ、平和確保のため、被給付者側が積極的に活動して作成された⁶⁰⁾という。それゆえこの制札も、勝侯の言うように「稲葉山城を攻略した直後、現岐阜市域の寺院に多くだした禁制類と同性格のもので」、大名側の一方的な城下町振興策など政策実現のためのものではないと思う。しかし受給側の要求のみを反映し、発給者側は受け身で、政策実現の側面は全くないということもまた、政治一般を否定した極論だろう。

勝侯説に従えば、制札Ⅰは以前からあった「楽市場」の戦災からの復興を目指したもので、制札Ⅰは楽市場側の〈既得権安堵〉の要求で、制札の表面に記された事柄は、楽市場の機能の一つ一つ示すものとなるが、このような受給側の要求の反映との見方については、5「むすび」で再度取り上げる。私は先に信長と円徳寺と間には密約があり、制札Ⅰはそれが日の目を見たものと考え、両者の交渉の中身の解明が、この制札を理解する上で、何よりも大切である。

次に第一条のa・b・c、続いて第二条、第三条を順に取り上げ、それぞれについて分析を試みたい。

第一条のa—「当市場越居之者、分国往還不可有煩」

最初のaは「当市場越居之者」に対して分国往還の自由を保証したものである。当時信長の分国中には多くの関所があったと思われ、「分国往還煩あるべからず」とは、関所における交通の自由を意味し、具体的には「過書」「短冊」「道中手形」等の交付を意味したと思われる。信長は行商人や「六拾六部」など、旅を「すみか」とするものたちに対しては、早くから交通の自由を保証していた。この制札Ⅰに先立ち、信長が出した「往還」=交通の自由に関する法令には次のものがある。

一、天文廿一年（1552）大森平右衛門宛て信長折紙⁶¹⁾。

「智多郡 并篠島商人、当所守山往反事、……不可有違乱候」。

二、永禄五年（1562）熱田神宮の神宮寺「座主御坊」宛て信長判物⁶²⁾。

「六拾六部之経聖当国往反事、如前々、不可有相違者也、仍如件」。

三、永禄六年（1563）瀬戸宛て信長制札⁶³⁾ 第一条。

「瀬戸物之事、諸口商人国中往反不可有違乱事」。

一の「智多郡・篠島」の商人に対しては商人頭の大森平右衛門が、二の「六拾六部之経聖」には座主御坊が、三の「諸口商人」には瀬戸の商人宿がそれぞれ支配権を持ち、彼らに「過書」「短冊」「道中手形」等を交付し、交通の自由を保証していたと考えられよう。鋳物師の水野太郎左衛門⁶⁴⁾も、配下の「売子」たちや他国の「鍋・釜売り」たちに対して同様な権限を持っていた。これらの延長線上に、制札Ⅰaの「当市場越居之者」に対する「分国往還の自由」が考えられよう。

ここにおける「年寄中」と「当市場越居之者」の関係は、前述の商人頭大森平右衛門と「智多郡・篠島」商人、座主御坊と「六拾六部之経聖」等々の関係と似ており、要求は当然「楽市場」側からなされたと思われる。もともと寺内町においては、都市領主の本願寺等は、商人たちの保護者として、住人たちに交通自由を保証するため在地領主たちに礼金を贈るなど、さまざまな努力を続けていた。それゆえ「分国往還不可有煩」は円徳寺側の前々からの要求に基づいていたと思われる。

制札Ⅰの表面上の文言、制札の表層構造にこだわる限り、この交通の自由は「当市場越居之者」にのみ与えられた〈楽市場住民の特権〉で、市場や都市には不可欠な要素であるが、「取引や用務で往来する人」たちや、さまざまな商品を携え「諸国から集まっ」た商人たち、つまり遠隔地商人等の外来商人や旅行者たちには関係がないのである。つまりここでの分国往還の自由は、現に「楽市場」の住人である人々や、これから住人になろうとする人々に対してのみ与えられた特権なのである。

これは、「楽市場」を構成する全ての人々に開かれた特権でない点で、信長の関所廃止とは法の

精神を異にしている。ともあれ制札Ⅰの文面にこだわる限り、この制札は円徳寺寺内の人々を味方に付けるべく、彼らだけに特別に与えられた特権となろう。ここから、先に考えた密約説を検討する余地が十分に生まれてくるのである。

第一条のb—「并借錢・借米・地子・諸役令免許訖」

bの「借錢・借米・地子・諸役免許せしめ訖」は「年寄中」の要求に基づき、信長が「当市場越居之者」に対して免除したものである。永禄七年(1564)の尾張二の宮宛定書で分析した⁶⁵⁾ように、「借錢・借米」は「守護役」等の年貢未進に関わり、これが領主貸付米・銭による債務となったことから、新住民となるべく「楽市場」に移住する際には、こうした債務は破棄し、「地子・諸役」もまた免除するの意味であろう。この場合の「諸役」は住民税としての「守護役」、特に「棟別銭」であろう。

Ⅰの「地子」はⅡの「敷地年貢」に対応しているので、「地子」もまた都市住民としての負担であろう。少なくともⅠの場合、信長がこの楽市場の土地を寄進したのだから、「地子」徴収権は本来信長にあったはずである。それゆえ、ここで信長が地子を免除したことは、信長による寄進の再確認となる。「借錢・借米」は移住に際しての、これまでの債務に関わり、時限立法として一回限りの債務放棄命令であったのに対して、「地子・諸役」の方は、今後も永続的に免除したものと思われる。

それゆえbの「借錢・借米・地子・諸役令免許訖」は、純粹に「楽市場」の住民のみの特権を書き出したもので、「楽市場」にやってくる外来商人たちは、この特権の外に置かれていた。以上からこれは「代替わりの徳政」として「楽市場」の住民に対し、旧領主齋藤氏の下での未進年貢に関わる債務放棄を目指したものと解釈できよう。第一条のa、b二つの語句からは、この制札は〈楽市場の住民宛ての特権を書き出したもの〉という性格が強く印象づけられる。すでに密約があったので、公布されたのだらう。

われわれが問題とする制札Ⅰに先立ち、信長は永禄十(1567)年九月に北加納の百姓に宛てて「環住」を命じる制札⁶⁶⁾や折紙⁶⁷⁾を出した。これは円徳寺を含む北加納が本来信長側の属していたのに、龍興が「新加納を抱え」たことで、齋藤氏側

に占領され「濫妨・狼藉」の対象となったからか、あるいは、稲葉山城落城に結果する信長の奇襲攻撃による戦火を避けて、北加納の百姓たちが避難したかのいずれかである。加納円徳寺寺内の「楽市場」に対する制札Ⅰも、以上と同じ事情があろう。

以上から、「当市場」への「越居」自体が大きな特権で、この法令は「楽市場」への「環住」命令のみならず、「楽市場」にやってくる外来商人たちに「楽市場」の新住人となることを強く要請したと思われる。それゆえ、多数の商人たちが「楽市場」に押し掛けたと想像される。第一条の最初に登場する「当市場越居之者」とは、現に「楽市場」の住人である根本住人に加えて、これから住人になろうとする人々であった。根本住人たちは〈町の振興〉〈住民の増加〉を望んでいたことになる。

以上の結果から、第一条のa、bは、すでに小野見嗣が指摘したように、町の繁栄策として人口の集中を計ったものとなろう。

第一条のc—「雖為譜代相伝之者、不可有違乱之事」

宮島敬一⁶⁸⁾や伊藤正敏⁶⁹⁾が明らかにしたように、中世では、本来都市の住人となるべき多くの商人・職人たちは寺社に所属し、境内都市、権門都市の住民であったのに、制札Ⅰでは「楽市場」への集住を強く促した。これを踏まえて、第一条の第三番目の語句c「譜代相伝の者たりといえども、違乱あるべからざるの事」が存在している。たとえかつて「譜代相伝の下人」であっても、一度「楽市場」の住人となったものには、旧主による取り戻しは無効だとして、新身分を保障したのである。

例えば鋳物師の水野太郎左衛門とその配下の「売子」たちの場合、鍋釜の販売を行っていた「売子」たちは、大工太郎左衛門の「譜代下人」であった。このような人々が一度「楽市場」の都市住人になると、身分の解放がなされ、旧主の支配から自由になったというのである。つまり「当市場越居之者」は、古い社会関係から切れ、交通の自由の保障、これまでの債務の無効、住民税としての「地子・諸役」の免除などを中心とした新しい法の保護下に置かれたのである。

永原慶二は戦国期の商人を次の四つのタイプに類型化⁷⁰⁾している。当時の信長の領国内にこの

四類型を求めると、鑄物師の水野太郎左衛門は二、生駒八右衛門⁷¹⁾は三のタイプに対応しよう。

- 一、中央の商人…京下りの商人、堺・伊勢商人、大名と結ぶ海賊商人。
- 二、政商（商人司）タイプ…城下や領内の中心的港津に定住し、大名権力と密着して、領外・領内に広く営業活動を繰り広げるもの。蔵田（越後）、友野・松木（駿河）、宇野・賀藤（小田原）、組屋（小浜）など。
- 三、六斎市巡回商人…支城下・市町に本拠を持ち、年貢米の換金や輸送に関わるとともに、大名から領国内での営業活動について「一ヶ月馬何匹諸役免許」のような形での特権を受けているもの。甲斐の末木氏など。
- 四、小規模商人…連雀役の対象となる小規模巡回商人、市町の小規模店舗商人。

これまでの楽市楽座についてのイメージは、楽市場とは特権を持つ本座商人から〈新儀商人たちを保護した場所〉とされ、楽市場とは新企画の企業が保護されるベンチャービジネスの場とか、貧しい商人たちへの活動の場として一般には理解されていると思われるが、分国往還の自由の特権を手に入れようとした人たちは、貧しいタイプ三や四の商人たちではなく、むしろタイプ一や二の大商人たちで、彼ら競ってこの「楽市場」に営業の拠点としての支店を開いたのではあるまいか。

梵鐘を施入した永禄七年（1564）十一月には、すでにこの「楽市場」の前身になる円徳寺の寺内町は形成されていたが、永禄十年（1567）十月のこの制札によって、「楽市場」は信長権力を後ろ盾に大々的に再建された。つまり第一条は、北加納の百姓に「環住」が命じられたのと同様、楽市場の旧住民に対して環住を命じたのである。「楽市場」の「年寄中」は信長に対し、「当市場越居之者」についての a・b・c 三つを要求し、信長はそれに応えたのである。

第二条一「不可押買・狼藉・喧嘩・口論事」

第二条で禁止されている「押買・狼藉・喧嘩・口論」は、市場で起こる最も一般的なトラブル、暴力行為である。これらの禁止は市場に平和な秩序を維持するため、必要最小限の事項であった。しかし多くの市場法と比較すると、ここには「国質・郷質」という質取り行為の禁止が欠けている

ことに気付く。本座の側が市場で彼らの固有の権利である「座の特権」を主張すると、本座側は当然のこととして、「本座役の徴取」や座外商人に対する「質取り行為」を行ったはずである。

質取りとはトラブル解決のために、「座」の自力救済にすべてを委ねるシステムである。これが結果的に市場の平和を破壊したことから、市場法ではこれへの禁止令が出されるようになった。信長の流通経済関係の法令の中で、質取りに関するものを挙げると、次のようになる。

- 一、天文廿一年(1552)の「知多郡篠島商人宛て自由通交令⁷²⁾」
「国質・郷質・所質」
- 二、永禄五年(1562)の「鑄物師水野太郎左衛門⁷³⁾宛て判物
「諸役・門次・所質」
- 三、永禄六年(1563)の「瀬戸宛て信長定書⁷⁴⁾」第三条
「新儀諸役・郷質・所質 不可取之事」
- 四、永禄七年(1564)の「二の宮宛て定書⁷⁵⁾」第三条
「郷質不可取之 理不尽使不可入事」
- 五、元亀二年(1571)の「苜中府宮宛て信長定書⁷⁶⁾」第三条
「郷質・所質 不可執之事」
- 六、元亀三年(1572)の「金森楽市令⁷⁷⁾」第一条の部分
「并国質・郷質 不可押執」
- 七、天正五年(1577)の「安土楽市令⁷⁸⁾」第十条
「喧嘩口論并国質所質・押買押売、宿之押借以下、一切停止事」

ここから、本章の「加納の楽市令」に質取り条項がないことが、如何に異常かがよく分かる。逆に言えば、質取り条項がないことがこの制札の特徴なのである。しかし「当市場」が「楽市場」であるためには、〈座外商人に対する本座の質取り行為は一切認めない〉とする「楽市場」側の主張が、当然あったはずである。それにも拘わらず、なぜこの制札には質取り条項がないのだろうか。「楽市場」だから当然〈本座の質取り行為は認めない〉として、省略したのだろうか。

特に商売をする個々の商人に対し、人身の自由を保障するには、質取りを禁止して、「座」相互間の自力救済に代わり、市場の「年寄中」による裁判という新しい問題解決方法を提示する必要がある

あった。また市場内部での「平和」維持には、市場側に最小限の武力、検断権が必要であった。「押買・狼藉・喧嘩・口論」を禁じたこの第二条は、「楽市場」の〈市場検断権〉を「年寄中」が持ち、上級権力の信長権力はこれを保証すべきだとの「楽市場」側の要求を信長が承認したことを示している。

この「押買・狼藉・喧嘩・口論」は市場における一般的暴力行為で、ここに本座権の行使の跡を読みとることは出来ない。「大坂並」を謳う寺内町では、都市領主が「諸商人座公事」を主張し、「質取り」を禁止し、本座に代わり座役銭を徴収し、「座」に関する裁判を執り行い、トラブルを解決していた。すでに円徳寺は「大坂並」体制を目指す権門領主として、「座公事」の支配と「質取り」禁止の体制を築いていたと思われる。円徳寺寺内町を「楽市場」へと換骨奪胎した際、「年寄中」による裁判の問題が発生した。

ここには円徳寺と信長の対立があったと思われる。〈寺内町＝楽市場〉との見解もあるが、私は座の否定の仕方に相違があると思う。円徳寺寺内町を「楽市場」へと換骨奪胎した際、裁判権の在処が大きく変化した。この制札の宛所を「楽市場」とすることで、信長は言外に「年寄中」の裁判を支持したが、ここに「質取り」条項がないので、信長はむしろ「楽市場」の住民全体に特権を与えることに重点を置き、都市領主裁判権の存否の問題を先送りしたと考えられよう。

第三条一「不可理不尽之使入、執宿非分不可懸申事」

この第三条は第二条と同様、「楽市場」側の要求に基づいている。「理不尽の使入べからず」とは、この「楽市場」の持つ〈不入権〉の承認である。「宿を執り」、「非分」を「懸け申す」主体は〈信長の家臣〉たちである。彼らからの保護をここでは約束している。書き留めの「違犯の輩においては、速やかに厳科に処すべきもの也」は、この不入権の前提として、「楽市場」の「年寄中」が〈市場検断権〉を持ち、それを上級権力の信長権力が保証するよう「楽市場」側は要求し、信長側がこれを承認したことを示している。

繰り返しになるが、信長の任命した「市司」による「楽市場」の秩序維持ではなく、地域住民の代表者である「年寄中」による〈市場検断権〉が、都市領主円徳寺の持つ検断権に対抗しつつ、形成

されたと考えられよう。

5 むすび

勝俣鎮夫は「楽市令」の説明⁷⁹⁾の中で、この加納の楽市令を「すでに楽市場として存在していた市場に、その楽市の機能を保証した、いわば保証型楽市令」の一つとした。この「保証型楽市令」には、金森楽市令、後北条氏の相模荻野宛て楽市令などがあるとし、もう一つ別なタイプの「政策型楽市令」とセットになっている。〈すでに存在しているものの機能を保証した〉との考えから、この制札から読み取れるものはすべて「楽市場」の機能を一般的に示したものとなる。

これまで私の行ってきた考察の結果を述べれば、すでに「楽市場」は存在していたとの面では勝俣説と同じだが、〈すでに存在しているものを保証した〉とは考えられず、換骨奪胎されたと考ええる。ともあれ勝俣は、「楽市場」の機能を次の七つにまとめあげている。

- 一、大名権力などの介入を許さない不入権を保持すること。
- 二、市場の平和を保つためあらゆる暴力行為が禁止されていること。
- 三、楽市場の住人の交通安全を保証し、通行税が免除されていること。
- 四、完全な免税地として存在すること。
- 五、独占的な販売を行う市場の座（市座）や問屋などの存在を認めない楽座であること。
- 六、領主の年貢を滞納している者も、他人の債務を負っている者も、それらの関係が消滅し、追求されない場であること。
- 七、奴隷も市場住人になることによって、身分が解放されること。

一は第三条に、二は第二条に、三は第一条の a に、四は b の「地子・諸役」に、六は b の「借錢・借米」に、七は c にそれぞれ対応している。しかし五に対応するものは制札 I の加納楽市令には存在していない。また、六については「領主の年貢を滞納している者」に限られ、ここでいう「借錢・借米」は、一般的な債務までには広がらない。四についても、完全な免税地であるのは「楽市場の住人」に対してのみで、楽市場への一時的滞在者には関係しないのである。

つまり、これまでの分析をこの勝俣のまとめと

対応させると、勝俣説のように広く一般化することはできず、いくつもの限定が付くことになる。勝俣説は「縁切りの原理」「無縁の原理」をまずアプリアリな前提とし、そこからcの「楽市場」が「主従の縁」を切る「縁切り」の場であることを導き出し、第三条の「不入権」も「縁切り」の場として説明した。また「免許」＝「免除」説を前提として、bの「借錢・借米」という債権債務関係は「楽市場」では一般的に切れるとなった。

しかしながら、これらは「縁切りの原理」によって説明されるべきではなく、むしろ円徳寺が織田・齋藤両氏の間立ち、半ば独立した第三者勢力として、中立地帯・緩衝地帯をなしていたことが、直接の歴史的な前提なのである。この「楽市場」の前身には、信長が円徳寺に寄進した陣地の跡の寺内町を挙げることが出来るし、その際に、信長と円徳寺との間には何らかの密約があったと想像される。この制札はその密約を一つの基礎として成立したと思われる。

永禄十年（1567）信長は岐阜を支配下においたことを背景として、信長は円徳寺に対して〈寺内町の楽市化〉を要求した。円徳寺に代わり、楽市場の年寄中が交渉の相手として登場した。年寄中がかつての密約の履行を迫り、第一条では交通の自由の特権や、未進年貢に関わる債務破棄と住民税の破棄を約束させ、特権的な住民身分の確定を約束させた。この文面による限り、これらの特権は楽市場全体に与えられたものではなく、むしろその住民だけに与えられたものとなる。

さらに楽市場の年寄中は信長に対して、第二条では市場検断権を、第三条では楽市場の不入特権を承認させた。豊田武は楽市場と交通自由との関係を明らかにしたが、この場合の交通自由は、楽市場全体にではなく、むしろその住民にだけ与えられたので、もしも楽市場の一時的滞在者にも交通の自由の特権が与えられたとしても、それは商人宿が宿泊人を監督するという秩序の中でのみ可能だったので、宿の主人権の中に宿泊者が包括されていたからと考えるべきであろう。

注

- 1) 奥野高廣『増補版 織田信長文書の研究 上』吉川弘文館 1988年（今後これを『前掲書』と略す。）第74号文書 134頁。
- 2) 奥野高廣『前掲書』第100号文書 184頁。
- 3) 円徳寺文書『岐阜県史』史料編古代中世1。
- 4) 天正十年の本能寺の変後開かれた清須会議で織田家の継嗣と決められたが、同十一年に元服し、秀吉から諱の一字を与えられ、秀信と名乗った。朝日『日本歴史人物事典』朝日新聞 1994年。
- 5) 『名城をゆく 1』『岐阜城』小学館 2004年。
- 6) 松田亮「信長的美濃侵略について一考察」『城』40 1968年。
- 7) 勝俣鎮夫「楽市場と楽市令」『論集 中世の窓』吉川弘文館 1997年 所収。勝俣はここで明示的にこのように述べてはいないが、「楽市場」のことを〈原初的な市場の純粋性を典型的な形で保持していた〉ものとしており、このような判断が許されよう。
- 8) 小島道裕「楽市令と制札」朝尾直弘教授退官記念会編『近世・近代一日本国家の史的特質』思文閣出版 1995年 所収。
- 9) 小島道裕「楽市令の復元」『歴博』60号 1993年8月。
- 10) 池上裕子他編『クロニクル戦国全誌』講談社 1995年。
- 11) 小野晃嗣『近世城下町の研究 増訂版』法政大学出版局 1993年 初版本は小野均『近世城下町の研究』至文堂 1928年。
- 12) 勝俣鎮夫「楽市場と楽市令」。
- 13) 網野善彦『無縁・公界・楽』平凡社選書 1978年 第301号文書 491頁。
- 14) 小島道裕「戦国城下町の構造」『日本史研究』257号 1984年1月号。
- 15) 有光友学「今川不入権と『諸役免許』」戦国史研究会編『戦国期東国社会論』吉川弘文館 1990年 所収。
- 16) 奥野高廣『前掲書』第143号文書 243頁。
- 17) 奥野高廣『前掲書』第152号文書 256頁。
- 18) 奥野高廣『前掲書』第153号文書 258頁。
- 19) 奥野高廣『前掲書』第301号文書 491頁。
- 20) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第四卷 武家家法Ⅱ』岩波出版 1998年 第391号文書 242頁。
- 21) 前注5) 参照。
- 22) 松田毅一・川崎桃太訳フロイス『日本史4』中央公論社 1978年 213頁。
- 23) 岐阜市歴史資料館の楽市楽座の展示では、越前一乗の谷の復元模型から、二階建てではなく平屋の町場をつくり、「市司」として塩屋大脇伝助を想定していたが、岐阜の楽市場は

- 江戸時代の宿場町と同様、二階建ての家々が軒を連ねていたのではあるまいか。また、「市司」の存在が否定されているところに「楽市場」があったのではなかろうか。
- 24) 前注14) 参照。
- 25) 奥野高廣『前掲書』29号文書 61～62頁。
- 26) 伊東弥之助「連雀町・連雀座・連雀商人」『三田学会雑誌』39-8 1909年。
- 27) 豊田武は「伊藤宗十郎の支配は濃尾の商人一円に及び、国内の商人は誰の売子であろうと、伊藤の支配する夷子講への加入義務があり、また宗十郎の発行する手形を所持せねばならず、清須で商売をする他国商人をも支配した」としている。『日本中世商業史の研究』岩波出版 1952年 446頁。
- 28) 拙稿「鋳物師水野太郎左衛門」参照。
- 29) 「板木明朝等連署書状案」仲村研編『今堀日吉神社文書集成』第187号文書 雄山閣出版 1981年 131頁。
- 30) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第五卷 武家家法Ⅲ』補注第343号文書 380～381頁。
- 31) 小島道裕「金森寺内町一関連史料の再検討」『史林』67-4 1984年 後に『織田政権の研究』『戦国大名研究17』吉川弘文館 1985年 所収。
- 32) 拙稿「富士大宮楽市令」参照。
- 33) 峰岸純夫「大名領国と本願寺教団——とくに畿内を中心に」『封建社会』『日本の社会分化史 2』講談社 1974年 所収。『本願寺・一向一揆』『戦国大名論集 13』吉川弘文館 1984年 所収。
- 34) 平凡社『大百科事典』1984年 「木曾川」の項。
- 35) 平凡社『大百科事典』「加納市」の項。
- 36) 日比野光敏「南濃 輪中の食」では多度神社の祭り見物にも参加しているとある。『聞き書き 岐阜県の食事』農山漁村文化協会 1989年 所収 276頁。
- 37) 天正三年正月二十四日付け祖父江五郎右衛門尉宛て信長朱印状 奥野高廣『増訂版 織田信長文書の研究 下』495号文書 6頁。
- 38) 桑田忠親校注『信長公記』人物往来社 1965年 29頁。
- 39) 重松明久「富田聖徳寺の所在地について」『日本歴史』140号 1946年。
- 40) 『信長公記』29～30頁。
- 41) 聖徳寺文書『岐阜県史』史料編古代中世1。
- 42) 『信長公記』50頁。
- 43) 『信長公記』58頁。
- 44) 峰岸純夫「軍事的境界領域の村—「半手」を中心に」『中世 災害・戦乱の社会史』吉川弘文館 2001年 所収。
- 45) 『名城をゆく1』『岐阜城』前注5) 参照
- 46) 『信長公記』77頁。
- 47) 奥野高廣『前掲書』第48号文書 86頁。
- 48) 『信長公記』80頁。
- 49) 『信長公記』80頁。
- 50) 鎌倉各地の峠にある「やぐら」は墓所であり、また市場でもあった。
- 51) 『信長公記』37頁には「柴田権六、中市場合戦の事」がある。
- 52) 『信長公記』80頁
- 53) 小川信『中世都市「府中」の展開』思文閣出版 2001年 13頁。
- 54) 谷口克広『信長の親衛隊』中公新書 1998年。
- 55) 奥野高廣『前掲書』367頁 参考資料。
- 56) 松下浩「織田信長の右筆に関する一考察」滋賀県安土城郭調査研究所紀要第8号 2002年。によれば、武井夕庵筆跡の文書は永禄六年、永禄八年に見られることから、夕庵は稲葉山城落城以前から信長に仕えていたことが確認できるという。
- 57) 奥野高廣『増補版 織田信長文書の研究 補遺』補遺第8号文書 9～11頁。
- 58) 神田千里『一向一揆と戦国社会』吉川弘文館 1998年。
- 59) 『信長公記』「叡山御退治の事」120頁、及び「志賀御陣の事」113頁
- 60) 峰岸純夫「戦国時代の制札とその機能」『中世 災害・戦乱の社会史』所収。
- 61) 奥野高廣『前掲書』第6号文書 24頁。これについては拙稿「知多郡・篠島商人宛て自由通交令」参照。
- 62) 奥野高廣『前掲書』第31号文書 65頁。
- 63) 奥野高廣『前掲書』第43号文書 79頁。これについては拙稿「瀬戸宛て信長制札」参照。
- 64) 拙稿「鋳物師水野太郎左衛門」参照。
- 65) 拙稿「尾張二の宮宛て定書」参照。
- 66) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第五卷 武家家法Ⅲ』第651号文書 101頁「北加納／右当郷百姓等可罷帰候 然上者 伐採竹木 猥作毛刈取 於令狼藉者 可加成敗者

- 也、仍下知如件」円徳寺文書
- 67) 奥野高廣『前掲書』第69号文書 129頁「北加納事 伐採竹木・乱妨狼藉一切令停止候、諸事如先規可被申付事専候、恐々謹言」棚橋文書
- 68) 宮島敬一「戦国期における地方寺社の機能と役割」『佐賀大学教養部研究紀要』22号 1990年
- 69) 伊藤正敏『中世の境内都市』吉川弘文館 1999年、『日本の中世寺院—忘れられた自由都市』吉川弘文館 2000年。
- 70) 永原慶二「戦国期の都市と物流」『戦国期の政治経済構造』所収 327頁。
- 71) 奥野高廣『前掲書』27号文書 57～58頁。
- 72) 拙稿「智多郡篠島商人宛て自由通交令」参照。
- 73) 拙稿「鑄物師水野太郎左衛門」参照。
- 74) 拙稿「瀬戸宛て信長定書」参照。
- 75) 拙稿「尾張二の宮宛て定書」参照。
- 76) 拙稿「苅中府宮宛て信長定書」参照。
- 77) 拙稿「金森楽市令」参照。
- 78) 拙稿「安土山下町中宛て信長定書」参照。
- 79) 平凡社『大百科事典』1984年 「楽市令」の項。
(2005. 7. 28受理)